

2 公費不正執行（不適正な事務処理）

処分年度：平成25年度
懲戒処分の量定：戒告
所属・職種：県立学校教職員



～ 皆さんに考えてほしいこと ～
・なぜ「組織」として対応することが大切な
のか？

<事例>

【事案の概要】

非常勤講師に対する駐車場使用料の徴収事務を怠り、自ら駐車場使用料の立替払を行った。また、非常勤講師に対する報酬の追加支給事務が必要となった際、源泉徴収票の差替事務を省くため、勤務実績を書き換えた帳簿の作成を依頼した。

【要因・背景】

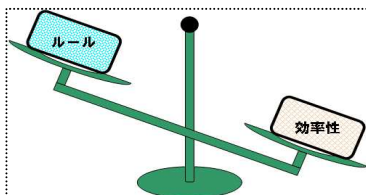
- ・効率性や費用対効果に捉われ、規則等を無視するという勝手な判断を行っていた。

①勝手な判断で、ルール違反を正当化しない。

- ☆ 「時間がないから」「ルールどおりにやると効率が悪い」「みんなやっている」「建前ばかりでは仕事にならない」などと都合の良い理由で自分の行動を正当化しても、不正行為であることに変わりありません。
- ☆ 「ここまでなら良いだろう」という尺度は一人ひとりで異なります。困っていることは上司に相談し、組織として対応しましょう。

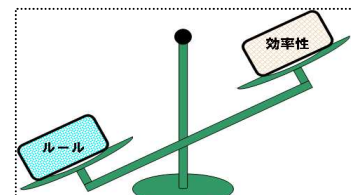
※ルールと効率性のバランスを考えてみましょう。

ルール無視は許されない！



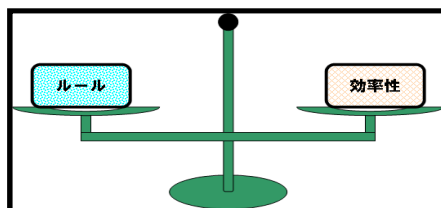
(コンプライアンス意識を高める)

効率性が悪すぎ。
ルールが形骸化してないか？



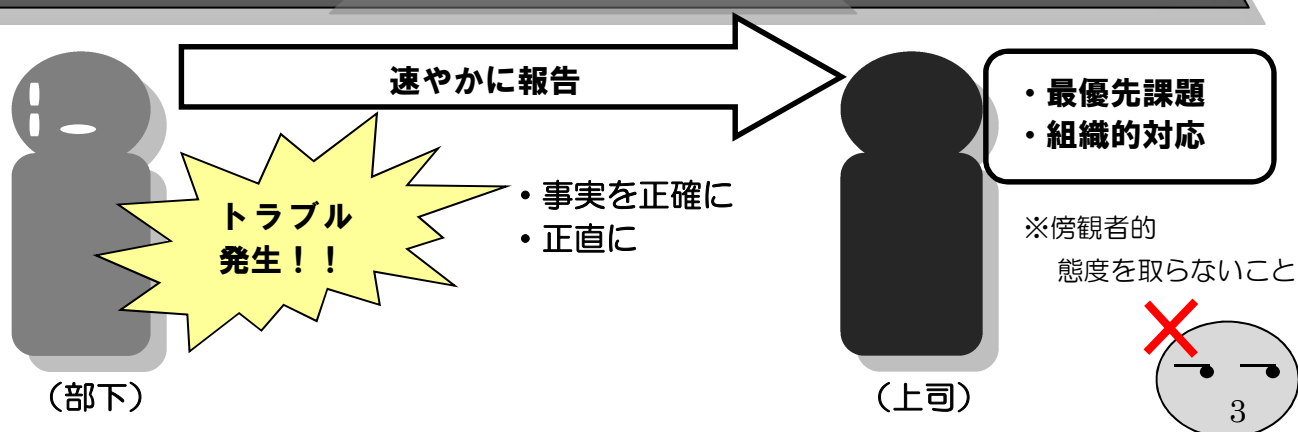
(ルールの見直し)

◎ バランスが大事！！



②悪い情報ほど速やかに報告を！

- ☆ ミスやトラブルの発生時は、速やかに、かつ事実関係を正確に報告することが必要です。報告の遅れは事態をより深刻にします。
- ☆ 上司への報告は正直に！自己防衛のための小さな嘘が、上司の判断を狂わせます。ひいては自分の身に降りかかることも…。
- ☆ 組織にとって、ミスやトラブルの対応は最優先課題です。管理職は、ミス等を速やかに報告させ、迅速に対応するという職場風土を作っておくことが必要です。



<その他の事例>

○平成23年度処分・減給10分の1 1月間・県立学校教職員

県立学校で学校徴収金会計事務を担当していたが、適正な事務処理を怠り、準公金である学校徴収金 11,000 円の残金不足を招いた。

○平成24年度処分・戒告・公立学校教職員

給食費に関する督促等の事務を怠り、徴収不足の金額を立て替えて補填していた。併せて、学力検査手数料等の代金支払事務を怠り、未払いを生じさせた。

○平成25年度処分・戒告・県立学校教職員

非常勤講師等に対する駐車場使用許可事務において、事務処理を怠り、使用許可を行わなかった。加えて、非常勤講師等に対する駐車場使用料徴収事務において、所属長の決裁を得ないまま納入通知書を発行し、駐車場使用料の立替払いを行った。また、この事実を管理職へ報告することを怠った。

さらに、非常勤講師に対する報酬の追加支給事務が必要となった際、源泉徴収票の差替事務を省くため、勤務実績を書換えた帳簿の作成を依頼した。

3 公費不正執行（横領）

処分年度：平成23年度
懲戒処分の量定：免職
所属・職種：県立学校教職員



～ 皆さんに考えてほしいこと ～
・何が不正を引き起こすのか？

<事例>

【事案の概要】

10か月間にわたって、会計業務を担当していた親睦会の会費を横領し、私的に流用したことにより、98,263円の用途不明金を生じさせた。

また、3か月間にわたって、会計業務を担当していた学校徴収金を横領し、私的に流用したことにより、317,338円の用途不明金を生じさせた。

【要因・背景】

- ・会計業務を一人が担当し、チェック機能が未整備だった。

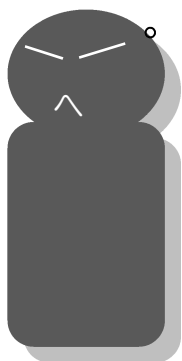
○そもそも横領できる状態にあることが問題

- ☆ 各学校が作成している県費外会計取扱要綱でも、担当者が勝手に現金を扱うことを防ぐため、次のことが規定されています。
 - ・ 預貯金により管理する。
 - ・ 通帳管理を分担するなど、複数職員による確認体制をとる。
 - ・ 収入、支出は、伺書により事務を処理する。
- ☆ 人間は弱いもので、「魔がさす」可能性もあります。不正への誘因を減らし、組織としても一定の抑止力を働かせることが必要です。

自分はおかしなことは絶対にしない。通帳と印鑑を別々に管理していたら仕事にならない。

と、考える人もいるでしょう。

その場合、万が一現金が無くなれば、あなたが真っ先に疑われます。自分を守るためにも組織として対応すべきなのです。



4 窃盗

処分年度：平成24年度
懲戒処分の量定：停職 6月間
所属・職種：県立学校教職員



～皆さんに考えてほしいこと～

・本当に「窃盗など自分にはありえない」
のか？



<事例>

【事案の概要】

午後6時35分頃、ドラッグストアにおいて、栄養ドリンク3本入2パック
(1,536円相当)を万引きした。

【要因・背景】

- ・ 服務規律の保持について、繰り返し指導があったにもかかわらず、自分自身の問題として捉えていなかった。
- ・ 判断力が欠如していた。

盗ったもの	失ったもの
 (1,536円相当)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">信 頼</div> と 6か月分の給料(+手当等) 

○誰からの「信頼」を失うのか？

児童生徒、保護者や県民の皆様、上司、同僚、部下などから信頼を失います。

○誰が「信頼」を失うのか？

本人は当然。職場全体が信頼を失うこともあります。
場合によっては、教職員、公務員全体が信頼を失います。

①近年、鳥取県（知事部局、教育委員会）職員による窃盗が続発しています。「あり得ない」と思うことも「あり得る」時代です。決して他人事ではありません。

処分年月	概要	処分内容
平成24年10月	栄養ドリンク3本入2パックを万引き	停職6月
平成24年10月	牛乳、天然水及びドッグフードを万引き	停職6月
平成25年3月	「あわび」「さざえ」の密漁、カップアイス クリーム6点・粉パン2点・パンナコッタ1点万引き	停職6月
平成25年7月	マンガ本10冊を万引き	停職6月
平成25年7月	他人の財布から現金を搾取	免職

※窃盗で処分された全国の公務員の声（ほんの一部）です。

- ・電灯がまぶしかったので盗んだ（防犯灯の電球1個）
- ・なぜこんなことをしたのか自分でも表現できない
（食料品5点・1,365円相当）
- ・お金を払うのが惜しかった（キーホルダー等・14,000円相当）
- ・魔がさした（育毛剤1本・6,000円相当）
- ・金欲しさでやった（民家から現金340,000円等）
- ・サイフを車内に忘れた（食料品3,200円分）
- ・持っていた自転車の乗り心地が悪いので別の自転車が欲しかった
（駐輪場から自転車1台）
- ・バックが欲しかった（自動車内から手提げバック・6,000円相当）
- ・いつも購入しているお茶より値段が高かったため、ついポケットに入れてしまった（お茶100グラム・838円相当）
- ・自分で読むために盗んだ（ビジネス書1冊・1,890円）
- ・自分で読みたくて持ち出した（出生届や婚姻届151通）
- ・金を払うのがもったいなくて盗んだ（ビール等8点・約1,700円相当）
- ・所持金が足りないと思って盗んだ（野菜等17点・約3,600円相当）

あり得ない理由ですが…。実際に起こっています。

<その他の事例>



○平成22年度処分・解職・公立学校教職員（非常勤講師）

午前0時頃、飲食店に行き、同日午前0時35分頃、現金91,500円の入ったキャッシュの箱を窃盗した。

その後、窃盗容疑を認められたため、同日午前9時20分に逮捕された。

○平成24年度処分・停職6月間・公立学校教職員

午後0時15分頃、スーパーマーケットにおいて、牛乳、天然水及びドッグフード6点の、計8点（2,644円相当）を万引きした。

○平成24年度処分・停職6月間・公立学校教職員

海岸において「あわび」「さざえ」共に約10個を密漁した。

さらに、スーパーマーケットで、カップアイスクリーム6点、粉コーヒー2点、パックサラダ1点の、計9点（3,162円相当）を万引きした。

○平成25年度処分・免職・県立学校教職員

民間スポーツ施設において、ロッカーに入れてあった他人の財布から現金2万円を窃盗した。

○窃盗や万引きは、れっきとした犯罪です。

安易に考えず、刑法上の罪になるという認識をもつことが大切です。

※学校でも「万引きは犯罪」と教えているのでは？

（刑法）

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万以下の罰金に処する。



5 わいせつ行為等（児童生徒に対するもの）

処分年度：平成22年度
懲戒処分の量定：停職 1月間
所属・職種：県立学校教職員

～皆さんに考えてほしいこと～

・教職員と児童生徒はどのような関係を構築すべきか？

<事例>

【事案の概要】

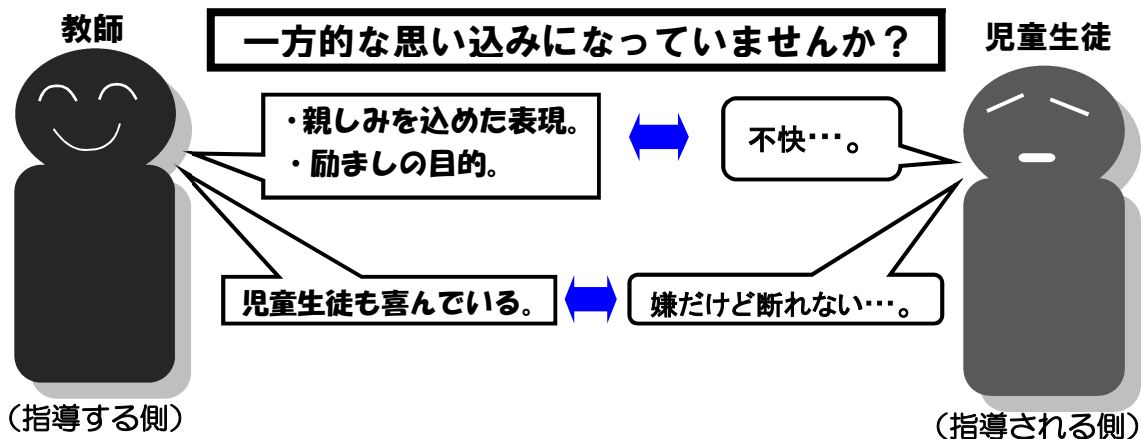
部活動の練習終了後、生徒（異性）を校舎の屋上から風景を眺めることに誘い、一緒に屋上から風景を眺めた後、当該生徒を衝動的に抱きしめる行為を行った。

【要因・背景】

- ・教員と生徒の関係であるという意識が欠如していた。
- ・生徒からの信頼を好意と勘違いした。

○教員自身が、自分の言動がセクハラであると気付いていないケースも多々あります。

- ☆ 親しみを込めた表現や励ましの目的であっても、その言動が相手を不快にさせる場合があることを理解しましょう。
- ☆ 教員と児童生徒は、指導する側と指導される側という関係にあり、児童生徒はセクハラを拒み難いことにも注意しましょう。



<その他の事例>

○平成24年度処分・免職・県立学校教職員

3か月間にわたって、生徒（異性）に対し、自宅アパートにおいて、わいせつな行為を行った。

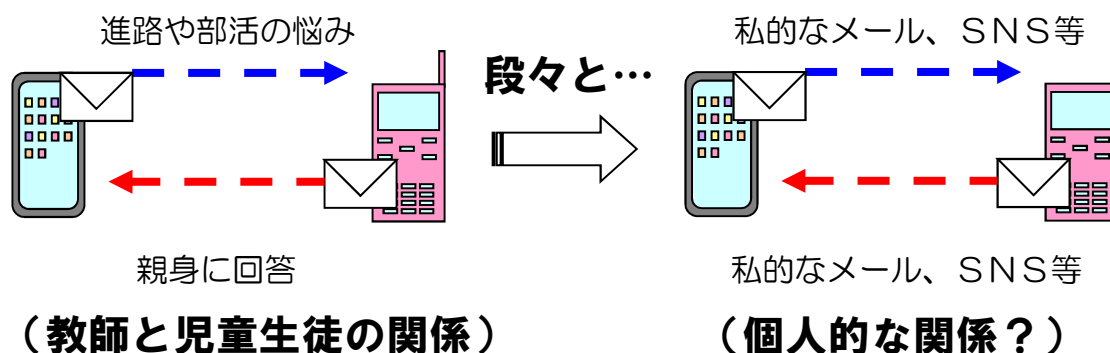
○平成25年度処分・免職・県立学校教職員

生徒（異性）に対し、自宅アパートにおいて、わいせつな行為を行った。

【児童生徒に対するわいせつ行為等防止チェックリスト】

自らや周囲の教職員の言動が児童生徒に対するわいせつやセクハラ等につながる危険性がないかどうか、日頃からチェックしましょう。

	チェック項目	チェック欄
児童生徒の心情への理解と教職員の自覚	児童生徒は「イヤだ」と感じて「先生に嫌われるかもしれない」と考え、意思表示できない場合が多いことを知っているか。	
	仮に児童生徒が精神的未熟や情緒不安定、「憧れ」の感情等により好意を示したり身体的接触を求めてきたとしても、それが教職員によるわいせつ行為等が許容される理由には絶対にならないことを理解しているか。	
	仮にその時点で合意があったとしても、わいせつ行為等は最終的には児童生徒とその家族の心身を深く傷つけ、将来にわたって長期間苦しみを抱える結果となることを理解しているか。	
児童生徒との一定の距離	指導の際は複数で行う等、児童生徒と密閉空間等で二人きりにならないよう注意しているか。	
	児童生徒を私的に車で送迎していないか(車の中も密閉空間であることを認識しているか)。	
	児童生徒から学校外で相談を受けたり、自宅に招いたりしていないか。	
身体的接触	児童生徒と必要のない、あるいは不快感を与える可能性のある身体的接触(部活の指導においてマッサージをする・させる、腹筋の使い方をチェックする等として腹部等を触る、スキンシップとして児童を膝の上に乗せてなでる 等)をしていないか。	
	児童生徒に卑猥な冗談を言ったり、スリーサイズなどについて聞く、身体的特徴をからかう等していないか。	
写真撮影	運動会や部活動等で、業務ではないのに児童・生徒の写真撮影をする等していないか。	
職場全体での防止	児童生徒との親密な関係やセクハラ等が疑われる教職員がいる場合、躊躇なく管理職等に報告・相談することができるか。	



6 わいせつ行為等（児童生徒以外に対するもの）

処分年度：平成27年度
懲戒処分の量定：停職 6月間
所属・職種：公立学校教職員



～皆さんに考えてほしいこと～

- ・いわゆる「魔が差す」のはどのようなときでしょうか
- ・日頃から心がけるべきことは

<事例>

【事案の概要】

東京都内の駅構内階段において、デジタルカメラで被害者（異性）のスカートの中の写真3枚と動画を撮影し、東京都迷惑防止条例違反の疑いで現行犯逮捕された。当該教職員は、関東地方の教育研究機関に1年の予定で長期研修派遣中であった。

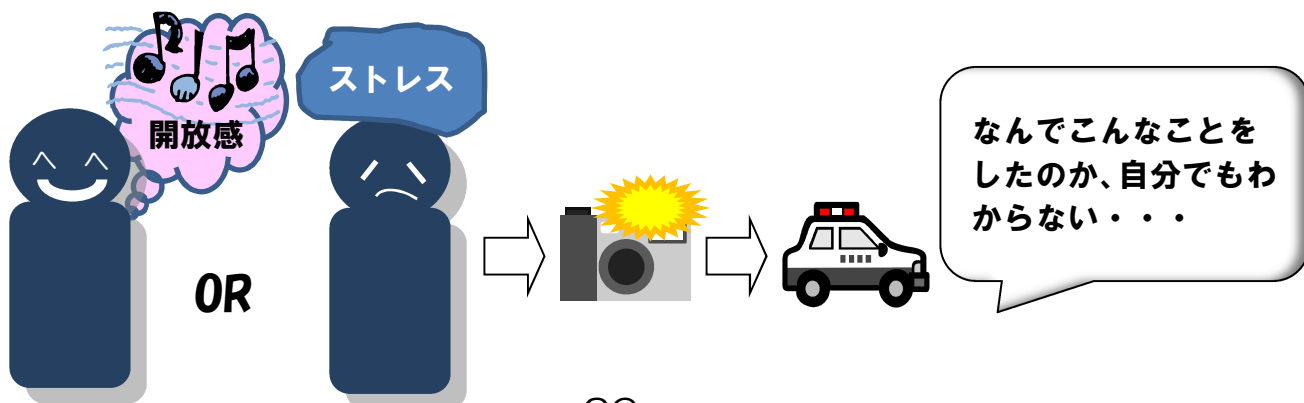
【要因・背景】

- ・派遣先での研修も順調な中、友人と会って酒を飲み、高揚感・ふわふわした気持ちがあった。
- ・これまで何度もコンプライアンス研修を受けてきたが、『そんなことは自分ではない』と思っていた。

○「まさかあの人が・・・」「まさか自分が・・・」と思う人物が盗撮やわいせつ行為をすることがあります。

☆ ひどくストレスがあるとき、あるいは日常から離れた開放感・非現実感がある状態などの普段と違う状況にあるとき、人は普段のその人では考えられないような行動をすることがあります。

☆ そのような状況にあるときこそ、自分自身も、そして周囲の人も、コンプライアンス違反を犯さないよう意識しましょう。



※ わいせつ行為や盗撮等は、刑事罰の対象となります。

●鳥取県迷惑防止条例（正式名称：公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例）

※ 迷惑防止条例は自治体によって内容が異なります

（卑わいな行為等の禁止）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人に対し、みだりに、人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の身体に、直接又は衣服その他の身に付ける物(以下「衣服等」という。)の上から触れること。

(2) 衣服等で覆われている人の身体又は下着をのぞき見し、又は撮影し、若しくは録画すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、みだりに、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用できる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態にある人の姿態を撮影し、又は録画してはならない。

（罰則）

第9条 第2条から前条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第2条から第7条までの規定のいずれかに違反した者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

●刑法による刑事罰

◆公然わいせつ・・・6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

◆強制わいせつ・準強制わいせつ・・・6月以上10年以下の懲役

◆強制わいせつ等致死傷・・・無期又は3年以上の懲役

◆強姦・準強姦・・・3年以上の有期懲役

◆強姦等致死傷・・・無期又は5年以上の懲役



<その他の事例>

○平成22年度処分・免職・県立学校教職員

路上において、通行中の者（異性）の背後から口を手でふさぎ、両手で体を押さえるなどの暴行を加えるとともに、体を触るなどのわいせつな行為を行い、その際、頸部挫傷等の傷害を負わせたことにより、起訴された。

○平成23年度処分・免職・県立学校教職員

午後8時40分頃、路上において、歩行中の者（異性）に抱きつき、体を触るなどのわいせつな行為を行ったことにより、逮捕され、起訴された。

また、別の日の午後8時22分頃に、路上において自転車で走行中の者（異性）の前に立ちふさがり、走って逃げようとする当該者に抱きつき、体を触るなどのわいせつな行為を行ったことにより、再逮捕され、追起訴された。

○平成25年度処分・免職・教育委員会事務局職員

知人（異性）の所有するリップクリームに自己の体液を付着させ、これを使用不能にさせた。被害者からの訴えにより警察が捜査し、器物損壊により逮捕され、罰金30万円の略式命令を受けた。

また、8か月間にわたり、インターネットサイトに上記知人の氏名、電話番号等の個人情報に掲載するなどの行為を行うとともに、当該知人に対して、繰り返し無言電話をかけるなど、恐怖感を与えた。

○平成26年度処分・免職・公立学校教職員

公衆浴場の脱衣場で風呂から上がってきた被害者（同性）の裸をスマートフォンで盗撮（動画）した。

被害者に気づかれたため逃走したが、鳥取県迷惑防止条例違反の疑いで逮捕された。

なお、盗撮は1年半前から県内外の公衆浴場で行っており、同性の動画70件以上の撮影を行っていた。

○平成26年度処分・戒告・県立学校教職員

勤務時間中に、学校内において出入りの民間業者（異性）に対し、「手相を見せて」と手を触ったり、複数回にわたり性的関係を求める発言を行う等した。

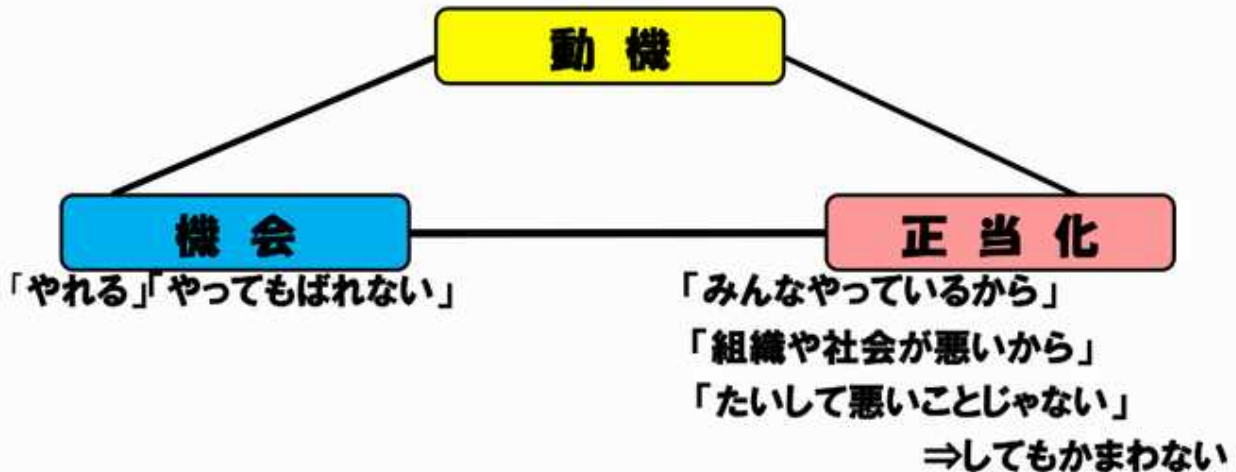


不正のトライアングル理論

② 「3つの不正リスクが全てそろった時に不正行為は発生する」(米国の犯罪学者D.Rクレッチー)

「やりたい」(お金が欲しい、ストレス発散、性的欲求・・・)

③ 「やらなければならない」(組織のために、上司から言われたから・・・)



※ 3つのうち1つでも欠ければ不正は起こらない!

コンプライアンスのための「自問」

常日頃から以下の「自問」をすることを習慣としてください。

あなたのしようとしている行為は・・・

【自問】

家族や大切な人に胸を張って話せることですか?



【自答のヒント】

家族などの大切な人に胸を張って話せない行為は、思いとどまりましょう。ストレスや仕事の悩み等は上司・家族・専門家等に相談しましょう。



【トライアングル阻止】

「やっぱりやりたくない」
× 動機

「バシなければ平気」と思っていますか?



不正・犯罪はいつか必ず発覚します。テレビ・新聞等で報じられる教職員の不祥事や懲戒処分事例を思い出してみてください。



「バシない機会なんてない」
× 機会

他人(保護者・生徒・県民等)がみたらどう思うでしょうか?



言い訳(自己正当化)をしても誰も納得しないような行為をすれば、あなた自身は勿論のこと、教職員全体・鳥取県の教育への信頼を失うこととなります。



「言い訳できない」
× 正当化

職場でできるコンプライアンス対策

- ② 「動機」「機会」「正当化」の3リスクを除去・低減するため以下の取組を継続してください。

職場内コミュニケーションの向上

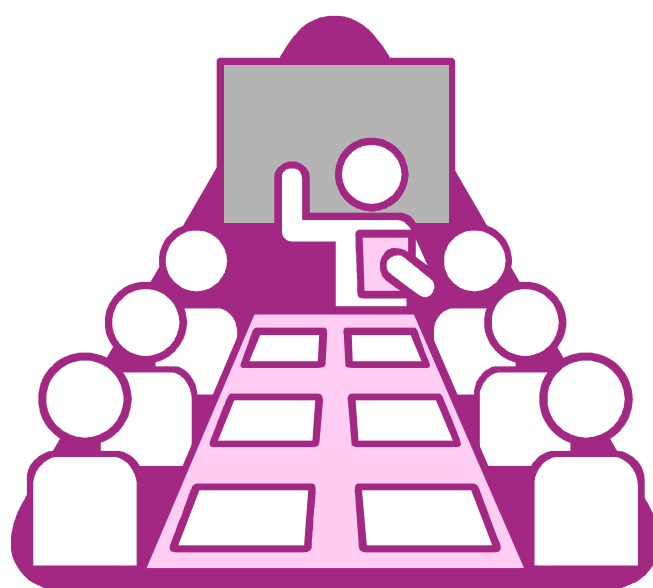
ストレスや職場に対する不満、組織の課題、自身の経済状況などの問題を他者と共有できないことから不祥事が生ずることが多くあります。悩みを抱える教職員の状況を把握するとともに、**相談しやすい体制づくり**を進めてください。

管理体制の強化

「しようと思えばできる」「してもバレない」状況をなくすため、金銭管理等の業務をひとりの職員に任せないようにするとともに、**チェック体制の強化等**をしてください。

コンプライアンス意識の啓発

「悪いことだとわかって」いても不祥事を起こしてしまうのは、コンプライアンス意識が低下しているときです。**実際の不祥事事例を題材とした研修等を繰り返し実施し**、教職員が常に高いコンプライアンス意識を保てるようにしてください。



7 体罰

処分年度：平成23年度
懲戒処分の量定：停職 1月間
所属・職種：県立学校教職員



～皆さんに考えてほしいこと～

・体罰は児童生徒にどんな影響を与えるのか？

<事例>

【事案の概要】

午後4時30分頃、更衣場所におけるユニフォーム等の片付けが不十分であったことから、顧問を務める部活動の生徒12名の頬を右手平手で殴打し、1名の生徒の聴覚に後遺症を負わせた。

また、4か月間、顧問を務める部活動の複数の生徒に対して、指導をする際、頬を殴打したり頭を叩いたりするなどの行為を繰り返し行った。

【要因・背景】

- ・学校組織の中の部活動という意識が欠如し、個人の考えのみに基づく指導を行った。
- ・指導者と部員との間に絶対的主従関係が成立していた。

①体罰は学校教育法で禁止されています

- ☆ 県内公立学校において、平成25年度26件、平成26年度5件と2年間で31件の体罰が確認されました。教職員に体罰は絶対に許されない行為であるとの認識が不十分であったと言わざるを得ません。
- ☆ 体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への思考を助長させる恐れもあります。
- ☆ 過去の被罰体験や指導実績から、「体罰には効果がある」といった誤った認識を持っている者もいますが、認識を改める必要があります。

【学校教育法第11条】

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（抜粋）
（平成 25 年 3 月 13 日 文部科学省通知）】

2 懲戒と体罰の区別について

(2) ……その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

○体罰の発生状況①

※文部科学省「体罰の実態把握について（平成25年度・平成26年度）」より

区分	件数	体罰を受けた児童生徒数
小学校	8	10
中学校	9	9
高等学校	14	29
特別支援学校	0	0
合計	31	48

②運動部顧問による体罰も多く見られます。

- ☆ 次のような甘い認識、間違った思い込みを捨てる必要があります。
 - ・ 体罰には効果がある。
 - ・ 部活動には体罰が必要である。
 - ・ ケガをさせなければ、多少の暴力は、体罰には当たらない。
 - ・ 生徒との信頼関係があれば、体罰は許される。
- ☆ 教職員だけでなく、外部指導者も同様の認識を持つ必要があります。

○体罰の発生状況②

※文部科学省「体罰の実態把握について（平成25年度・平成26年度）」より

■体罰の発生した場面

	場面	件数	割合
1	授業中	9	29.0%
2	部活動	7	22.6%
3	放課後	4	12.9%
4	休み時間	3	9.7%
4	学校行事	3	9.7%
6	ホームルーム	1	3.2%
	その他	4	12.9%

■体罰の発生した場所

	場所	件数	割合
1	教室	12	38.7%
2	運動場・体育館	9	29.0%
3	廊下・階段	4	12.9%
	その他	6	19.4%

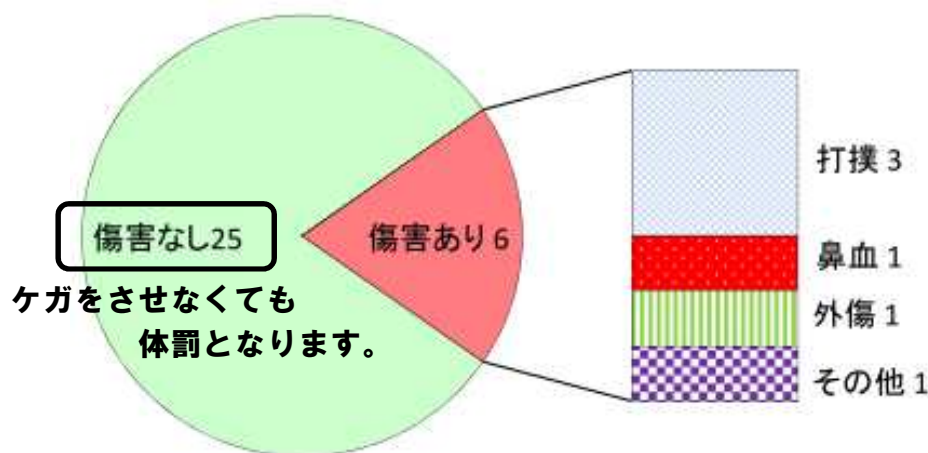
■ 体罰の態様

	態様	件数	割合
1	素手で殴る	18	58.1%
2	殴る及び蹴る等	2	6.5%
2	蹴る	2	6.5%
2	棒などで殴る	2	6.5%
5	投げる、転倒させる	1	3.2%
	その他	6	19.4%



■ 体罰被害の状況

※文部科学省「体罰の実態把握について(平成25年度～平成26年度)」より



<その他の事例>

○平成24年度処分・戒告・県立学校教職員

午後6時頃、顧問を務める部活動の生徒の練習への取組み姿勢について指導を行っている最中に、生徒7名の左頬を平手で殴打し、1名の鼓膜の一部を損傷させた。

○平成24年度処分・減給10分の1 6月間・公立学校教職員

部活動の指導中、生徒に足をかけて倒し、右腕を骨折させた。

○平成27年度処分・減給10分の1 1月間・公立学校教職員

授業中、生徒が傷つく発言をし、これに激怒した生徒とつかみあいになり、その後、3回に渡って、肩をぶつけ生徒の体を突き飛ばし、肋骨不全骨折を負わせた。

○平成27年度処分・戒告・公立学校教職員

過去に生徒の頭を叩くなど行き過ぎた指導について嚴重注意を受けていたにもかかわらず、指導の際に生徒の胸ぐらをつかんだり、頬を叩いたり、容易に達成できない距離を走るよう指示をした。

○平成27年度処分・減給10分の1 1月間・公立学校教職員

給食の配膳がうまくできなかった児童への指導の際、当該児童を蹴った。また、他の複数の児童に対しても頭を叩く行為を繰り返し行っており、これらについて管理職へ報告していなかった。

<参考>体罰防止のためのハンドブック(平成26年3月発行)について

教職員一人ひとりが、体罰の根絶に向けて取り組む上で役立てていただくため、平成26年3月に「体罰防止のためのハンドブック～体罰のない学校づくりに向けて～」が作成されています。所属内研修等において積極的に活用し、体罰防止に役立ててください。

■ 体罰チェックシート(「体罰防止のためのハンドブック」より転載)

第6章 体罰チェックシート

日常から、教職員が児童生徒への指導について自己点検を行うことは、一人ひとりの指導力を高め、適切な指導につながります。下記の項目を定期的にチェックし、その結果を共有することで、学校全体で適切な指導に取り組みましょう。

※チェック基準	よくできている :◎	できている :○
	ややできていない :△	できていない :×

体罰チェックシート(管理職用)

番号	チェック項目	チェック	備考(改善点等)
1	体罰の根絶について、その趣旨を日ごろから教職員に周知徹底しており、生徒指導の進め方について共通理解を図っている。		
2	児童生徒が教職員に相談しやすい雰囲気や体制をつくっている。		
3	教職員が、体罰を行ったり、体罰が行われている事を知ったりした時に、管理職への報告、連絡、相談が行われる体制をつくっている。		
4	体罰に該当する行為に対して、「これくらいなら問題ない。」という安易な雰囲気を許していない。		
5	指導の困難な児童生徒への対応を特定の教職員に任せきりにせず、チームで対応する体制をつくっている。		
6	体罰によらない指導の在り方について、定期的に教職員で研修を行っている。		
7	教職員同士が授業を参観したり、指導に困った事例について対応策を話し合ったりして、指導力を高め合う機会をつくっている。		
8	校内巡視を十分に行い、生徒指導場面や部活動における教職員の児童生徒への指導状況を把握している。		
9	体罰があった場合、学校の相談窓口や、教育委員会の相談窓口を、児童生徒や保護者に周知している。		
10	部活動を複数の顧問で担当させたり、顧問会議を開いたりするなどして、部活動が閉鎖的な場にならないように工夫している。		

体罰チェックシート (教職員用)

番号	チェック項目	チェック	備考(改善点等)
1	体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。		
2	「児童生徒のために」「指導方法の一つである」等の理由で、体罰や人格を否定するような発言を正当化することはない。		
3	児童生徒や保護者との信頼関係があれば、「げんこつくらい」「1回叩く程度は大丈夫だ」というような安易な思い込みはしていない。		
4	児童生徒の話をじっくり聴いたり、学習内容を理解するまで待ったりするなど、常に心にゆとりをもった対応や指導を行っている。		
5	児童生徒に指導したことが、自分の思うように伝わらない場合にも、感情的にならず、冷静に児童生徒に接することができる。		
6	指導の困難な児童生徒への対応を、特定の教職員に任せきりにせず、共通理解に基づき、同じ対応を行っている。		
7	生徒指導の場面で、単独行動を行うことなく、常に他の教職員との連携を意識して、チームによる指導を心がけている。		
8	児童生徒の問題行動を現象面だけで判断するのではなく、家庭環境等の背景や障がい特性について理解した上で、適切な内容や方法で指導を行っている。		
9	体罰を行っている同僚を目撃したら、制止したり、注意することができる。		
10	自分の指導がうまくいかない時、児童生徒のせいにすることなく、自らの指導の在り方を振り返り、その中から課題を見つけ出して、改善しようとしている。		
11	養護教諭やスクールカウンセラーなど多くの教職員や外部の専門機関の人々と連携し、その意見も聞きながら、多面的に児童生徒を捉えようとしている。		
12	児童生徒や保護者から、他の教職員の体罰についての相談を受けて、そのままにしていることはない。		
13	体罰を行ったり見聞きした場合は、速やかに管理職に報告・連絡・相談することについて認識している。		
14	部活動において、試合に勝つことや自分の体面よりも、児童生徒の心身の成長を最優先に考え、過度の負荷をかけた練習を強いるなどの体罰を行うことはない。		
15	部活動において、最新の研究成果を踏まえた科学的な指導や、児童生徒の良さを認め、意欲や自発性を引き出す指導を行っている。		

